

芦屋市文化基本条例原案について（報告）

平成21年11月

芦屋市文化基本条例原案策定委員会

目 次

1 芦屋市文化基本条例原案

- (1) 前文
- (2) 第1条(目的)
- (3) 第2条(定義)
- (4) 第3条(基本理念)
- (5) 第4条(市民の役割)
- (6) 第5条(事業者の役割)
- (7) 第6条(市の役割と責務)
- (8) 第7条(市民等との協働)
- (9) 第8条(文化振興基本計画)
- (10) 第9条(伝統的な文化の保存等)
- (11) 第10条(文化活動を行う機会の充実)
- (12) 第11条(高齢者, 障害者等の文化活動の充実)
- (13) 第12条(青少年の文化活動の充実)
- (14) 第13条(学校教育における文化活動の充実)
- (15) 第14条(文化活動の担い手の育成)
- (16) 第15条(良好な景観の形成)
- (17) 第16条(国内及び国外との交流)
- (18) 第17条(情報の収集等)
- (19) 第18条(文化活動に対する支援)
- (20) 第19条(文化活動に対する民間支援活動の促進)
- (21) 第20条(顕彰)

2 資 料

- (1) 芦屋市文化基本条例原案策定委員会委員名簿
- (2) 芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱
- (3) 芦屋市文化基本条例原案策定委員会の協議経過

芦屋市文化基本条例原案

目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 文化振興基本計画（第8条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第9条 第20条）

附則

芦屋は、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、北の六甲山から南に広がる大阪湾へ、緩やかな傾斜が織り成す美しい景観と温暖な気候に恵まれた地です。

歴史的には、有数の古墳群をはじめ、阪神間最古の遺跡を有し、永く自然豊かな村落としてその環境をとどめてきました。近代に入ると、鉄道の開通とともに、西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が築かれていきました。

戦後復興期の昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定され、芦屋のすぐれた環境条件を活かして、国際文化の向上と経済復興に寄与するまちづくりが進められてきました。

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史、風土、文化は、今日まで受け継がれ、都市空間全体にわたって独自の「芦屋文化」ともいべき文化風土を形成しています。

そして豊かな芸術文化や生活文化がはぐくまれ、その価値と特色は広く国内外に知られるところとなっています。

これからの芦屋の持続的な発展のために、その基盤となる自然環境や景観、先人が築いてきた文化を守り、育て、更なる創造力を引き出し、次世代に継承していくことこそ、私たち市民の真の願いです。

ここに、市民一人一人が年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、多様な出会いや新たな人材をはぐくみあい、ゆとりと潤いのある心豊かな暮らしを実現することを願って、市民、事業者及び市の協働の下、国際文化住宅都市芦屋の価値を将来にわたって高めていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。

【考え方】 この条例の制定の目的を明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能、生活文化など文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承することをいう。

【考え方】 この条例が扱う「文化」及び「文化活動」の定義を明らかにしています。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

【考え方】 この条例によって、文化施策を推進するに当たっての基本的な考え方を明らかにしています。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすよう努めるものとする。

【考え方】 市民については、その自主性と創造性は尊重されるとの立場から「役割」としてしています。この規定においても再度、文化の担い手は市民であることを明らかにしています。文化の振興が市民の積極的な活動により実現するものであることを明らかにしています。

（事業者の役割）

第5条 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

【考え方】 事業者は、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の活動を支援する役割を明らかにしています。

（市の役割と責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、文化の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市が実施する施策に文化の視点を取り入れるよう努めなければならない。
- 4 市は、文化の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないように十分に配慮しなければならない。

【考え方】 市の果たすべき役割と責務を明らかにしています。各施策間の連携を図りながら、計画性や効率性を考慮し、成果を得るような施策の推進と体制の整備に努めることを定めています。文化の振興は、市民の自主性、創造性に配慮することを定めています。

(市民等との協働)

第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化の振興に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。

【考え方】 市は、市民等と協働し、施策の策定及び施策の推進に努めることを定めています。

第2章 文化振興基本計画

(文化振興基本計画)

第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 文化振興基本計画は、総合的な文化の振興に関する施策の大綱その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、文化振興基本計画を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市文化振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は，文化振興基本計画の変更について準用する。

【考え方】 市長は，文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，文化の振興に関する基本的な計画を定めるものとします。計画を定めるときは，あらかじめ，市民等の意見を反映する制度である芦屋市文化振興審議会の意見を聴くことを定めています。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

【考え方】 以下に，市が実施する施策又はその基本的な内容，方向などを明らかにしています。

（伝統的な文化の保存等）

第9条 市は，地域に残る文化財その他の伝統のある優れた文化を保存し，継承し，及び発展させるため，必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 地域の歴史及び伝統のある文化の保存，活用に努めることを定めています。

（文化活動を行う機会の充実）

第10条 市は，広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるとともに，市民が文化を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造する機会の充実を図るため，文化施設の充実及び活用，文化活動を行う個人及び団体との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 文化活動を行う機会の充実に努めることを定めています。

（高齢者，障害者等の文化活動の充実）

第11条 市は，高齢者，障害者等が行う文化活動の充実を図るため，これらの文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 高齢者，障害者，子育て中の保護者などが，特に，文化活動に容易に参加できるような環境の整備に努めることを定めています。

（青少年の文化活動の充実）

第12条 市は，次代を担う青少年の文化活動の充実を図り，豊かな感性及び創造性をはぐくむため，優れた文化に触れる機会の提供，文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 青少年の文化活動の充実に努めることを定めています。

（学校教育における文化活動の充実）

第13条 市は，学校教育における文化活動の充実を図るため，文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実，文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 学校教育における子どもたちの文化活動の充実に努めることを定めています。

（文化活動の担い手の育成）

第14条 市は，文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため，必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 人材の育成は，文化の振興には不可欠であり，その育成に努めることを定めています。

（良好な景観の形成）

第15条 市は，文化及び自然に配慮し，周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた都市景観を形成するため，必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 人間の生活そのものである文化と密接なかかわりがある自然環境について，景観の形成に努めることを定めています。

（国内及び国外との交流）

第16条 市は、文化の向上を図るため、国内及び国外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 国際交流のほか、地域間交流の促進に努めることを定めています。

(情報の収集等)

第17条 市は、創造的で優れた本市の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある優れた文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 地域文化を促進するため、文化資源に関する情報の収集及び発信に努めることを定めています。

(文化活動に対する支援)

第18条 市は、本市の文化の向上に資するとともに、本市の魅力を高め、及び市民が誇りを持つことのできる文化の振興を図るため、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 本市の文化の振興となる文化活動に対する支援に努めることを定めています。

(文化活動に対する民間支援活動の促進)

第19条 市は、文化活動に対する個人及び事業者からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

【考え方】 個人及び事業者からの自主的な支援活動の普及啓発等に努めることを定めています。

(顕彰)

第20条 市は、文化活動で顕著な成果を収めたもの及び文化の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

【考え方】 文化活動等に功績のあったものの顕彰に努めることを定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表芦屋市 審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市文化振興審議会	文化の振興に関する重要事項についての調査審議、文化の振興に関する事項について意見を述べること及び文化の振興に関する施策の評価	10人以内(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が適当と認める者	2年(臨時委員は、担任事項についての審議が終了するまでの期間)
------------	--	-----------------------------------	--	---------------------------------

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表芦屋市 審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市文化振興審議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

参 照

「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲（第8条～第14条）

- ・ 芸術：文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
- ・ メディア芸術：映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・ 伝統芸能：雅楽，能楽，文楽，歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能：講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- ・ 生活文化：茶道，華道，書道その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽：囲碁，将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

芦屋市文化基本条例原案策定委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
なか がわ いく お 中 川 幾 郎	帝塚山大学法政策学部教授
ひろ もと ゆ か り 弘 本 由 香 里	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所客員研究員
い がき とし お 井 垣 敏 生	弁護士
ひら やま きょう こ 平 山 京 子	(有)プランニングオフィスカーサ代表取締役
かな ざわ か よ こ 金 澤 佳 代 子	ピアニスト
かん ぼう しん いち 神 棒 眞 一	市民公募委員
むら かみ ゆ き 村 上 由 起	市民公募委員
たけ うち けい いち 竹 内 恵 一	市民生活部長
すな だ しょう きち 砂 田 章 吉	都市計画担当部長

芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)芦屋市文化基本条例の原案を策定するため、芦屋市文化基本条例原案策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、(仮称)芦屋市文化基本条例の原案策定に関する事、その他設置目的達成に必要な事項に関する事について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、9人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から(仮称)芦屋市文化基本条例の原案を策定した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化振興を担当する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 1 年 3 月 1 5 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が、(仮称) 芦屋市文化基本条例の原案を策定した日限り、その効力を失う。

芦屋市文化基本条例原案策定委員会の協議経過

日 時	場 所	内 容
平成21年3月15日		芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱施行
平成21年4月7日(火) 午後3時～午後5時	北館4階 教育委員会室	第1回 条例原案策定委員会開催 (委員委嘱等)
平成21年5月7日(木) 午前10時～午前12時	北館4階 教育委員会室	第2回 条例原案策定委員会開催 (条例構成, 見出し等検討)
平成21年5月27日(水) 午後5時～午後7時	南館4階 第1委員会室	第3回 条例原案策定委員会開催 (条例構成, 見出し等検討)
平成21年6月24日(水) 午後5時～午後7時	北館4階 教育委員会室	第4回 条例原案策定委員会開催 (条例構成, 見出し等検討)
平成21年7月10日(金) 午後6時～午後8時15分	北館4階 教育委員会室	第5回 条例原案策定委員会開催 (条例構成, 見出し等検討)
平成21年7月27日(月) 午後6時～午後8時	北館4階 教育委員会室	第6回 条例原案策定委員会開催 (条例構成・条例中間報告(骨子案)として取りまとめ)
平成21年9月25日～ 平成21年10月24日		パブリックコメント (仮称)芦屋市文化基本条例(骨子案)について
平成21年11月9日(月) 午後6時～午後7時30分	北館4階 教育委員会室	第7回 条例原案策定委員会開催 (仮称)芦屋市文化基本条例原案について